

令和8年度事業

高知県賃金向上環境整備事業費補助金

申請期間

令和8年 6/10～12/14 (予定)

※予算上限に達し次第終了となります

対象事業者

次の①～③を全て満たすこと

- ① 県内に本社 又は 主たる事業所を有する中堅企業、中小企業、個人事業主等
- ② 令和8年度に指定補助金の交付決定を受けている者 ※指定補助金は、裏面参照
- ③ 賃金を支払っている従業員が1名以上いること

補助要件

次の(a)、(b)のいずれかの要件を満たすこと

(交付決定を受けた指定補助金が「業務改善助成金」の場合は、次の要件は問いません)

	要件	2%以上賃上げの確認方法
(a)	直近事業年度の決算において対前年度比で2%以上の賃上げが行われている	税務署提出の法人事業概況説明書の「労務費」と「従業員給料」の計、または、所得税青色申告決算書、もしくは、白色申告収支内訳書の「給料賃金の内訳」の「支給額」の計を、「従業員の数(役員・専従者を除く)」で除した1人当たりの額を、直近事業年度とその前年度で比較して確認
(b)	R7.12.1からR8.12.1までの間の賃上げ実施月において対前年同月比で2%以上の賃上げが行われている	県内の事業所で雇用している従業員(雇用保険の被保険者に限る)の賃金台帳の「基本賃金」と「所定時間外割増賃金」、「その他手当の小計」の計(賞与・臨時の給与(一時金)を除く)を、その従業員の数で除した1人当たりの賃金支給額を、賃上げが反映された月とその前年同月で比較して確認 (※1、※2)

※1 ベテラン従業員が多数退職し新卒者を雇用した場合など理由がある場合は、継続雇用の従業員のみでの比較でも可

※2 (例) 正社員とパートの賃金改定月が異なるケース(正社員4月、パート10月)

- ① R8.4月とR7.4月で比較して全体で2%以上の賃上げ ⇒○
- ② R8.4月とR7.4月で比較して賃上げが1.8%であっても、R8.10月とR7.10月で比較して全体で2%以上の賃上げ ⇒○
(R8.10月賃上げ予定として、指定補助金の交付決定後ただちに申請可能)

補助額

賃上げ原資の一部に相当する経費として

対象従業員1人あたり10万円

※対象従業員は、交付申請時点で県内の事業所において雇用している従業員のうち、雇用保険の被保険者

<補助限度額>

1社あたり 最大1,000万円 (指定補助金に係る自己負担額※を上限)

※指定補助金に係る自己負担額が100万円未満の場合は、10万円×対象従業員数(上限100万円)

補助額の例

パターン	対象従業員	指定補助金の自己負担額	補助額	補助額の考え方
例1	5人	40万円	50万円	指定補助金に係る自己負担額が100万円未満であるため
例2	20人	150万円	150万円	指定補助金に係る自己負担額が上限であるため
例3	100人	1,500万円	1,000万円	1社あたり1,000万円が上限であるため

